

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件	本告示

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本告示第二号イの「ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクスト」とは、NYSE Euronext の傘下で、米国の 1934 年証券取引所法第 6 条の規定により、米国証券取引委員会に登録されている、「New York Stock Exchange LLC」、「NYSE Arca, Inc. 」および「NYSE MKT LLC」の 3 つの取引所を意味していると解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
2	<p>本告示第二号ロの「ナスダックオーエムエックス」とは、The NASDAQ OMX Group, Inc. の傘下で、米国の 1934 年証券取引所法第 6 条の規定により、米国証券取引委員会に登録されている、「The NASDAQ Stock Market LLC」、「NASDAQ OMX BX, Inc. 」および「NASDAQ OMX PHLX, Inc. 」の 3 つの取引所を意味していると解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
3	<p>本告示の根拠規定である金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロの「外国の金融商品取引所…に上場されていること」について、「当該指定外国金融商品取引所に上場されていても継続して売買が行われていないことが明らかである場合は、当該要件の充足について疑義が生じる場合がある」（2009 年 12 月 22 日公表のパブリックコメント 1-No. 71）という貴庁の見解に変更はないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>